

福指第530号-5

令和4年3月25日

各認知症対応型居宅生活介護事業所の管理者様

静岡県健康福祉部福祉指導課長

静岡県地域密着型サービス外部評価実施要綱の改正について

このことについて、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施について」（平成18年10月7日老計発第1017001号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項（第182条第1項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」（平成27年3月27日老振発0327第4号、老老発0327第1号）が改正されたことを受け、静岡県地域密着型サービス外部評価実施要綱を別添のとおり改正したので通知します。

担当 介護指導第2班

電話 054-221-3243